道道きたひろしま総合運動公園線の整備における 環境保全を考える協議会開催要領

令和 2 年 5 月 28 日制定 令和 3 年 6 月 14 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 4 月 3 日一部改正

(目的)

第1 道道きたひろしま総合運動公園線の整備にあたり、道の政策評価委員会において 「環境調査の結果を踏まえ、地形改変の影響を受ける希少な動植物は可能な限り移 植等の保全措置を講じ、自然環境への負荷は最小限にとどめるよう配慮すること。ま た、自然環境を監視する協議会等を設立し、保全措置の実効性を高めること」と意見 が付されたところ。

このため自然環境の保全に配慮しながら事業を進めることとし、学識経験者及び 当該路線の環境保全に知見を有する者から意見を聴取する「道道きたひろしま総合 運動公園線の整備における環境保全を考える協議会」(以下、「協議会」という。) を開催する。

(議題)

- 第2 協議会の議題は次のとおりとする。
 - (1) 環境調査に関する意見聴取
 - (2) 環境影響に関する意見聴取
 - (3) 環境保全に関する意見聴取

(構成)

- 第3 協議会は、別紙-1に掲げる有識者をもって構成(以下、構成員という。)する。
 - 2 構成員は、次の専門分野の学識経験者及び当該路線の環境保全に知見を有する 者から空知総合振興局長が選任する。
 - (1) 植物
 - (2) 哺乳類 (エゾシカ)
 - (3) 鳥類
 - (4) 両生類
 - (5) 哺乳類 (コウモリ目)
 - (6) 昆虫類
 - (7) 地域の代表

(8) 行政の代表

(運営)

- 第4 協議会は、必要に応じて空知総合振興局長が参集し、主催する。
 - 2 協議会に座長を置き、構成員の中から互選により選出する。
 - 3 座長は、協議会の議事を進行し、構成員の意見を取りまとめることができる。
 - 4 座長が欠席する場合は、座長があらかじめ選任した者がその職を代理する。

(構成員の任期)

第5 構成員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとし、座長から任期延長の 理由を聴取し、空知総合振興局長が必要と認めた場合は任期を再度延長することが できる。

(報償費等)

- 第6 協議会の実施に対し、道は構成員に謝金及び旅費を支給する。
 - 2 謝金及び旅費の額は、北海道特別職職員の給与等に関する条例第6条別表第2 に定める額に準じた額とする。

(情報公開)

- 第7 協議会の公開は、別紙-2「きたひろしま総合運動公園線における環境影響に関する環境協議会の公開について」による。
 - 2 構成員は、協議会を通じて知り得た個人情報、重要動植物種の生息状況など、協議会が非公開とした情報を漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課及び北広島市経済 部及び建設部が担当する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、協議会の運営その他の必要事項は、協議会に諮り、空知総合振興局長が定める。

附 則

この要領は、令和2年5月28日から施行する。

附具

この要領は、令和3年6月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

道道きたひろしま総合運動公園線の整備における環境保全を考える協議会構成員名簿

(有識者)

Е	氏 名	専門分野	所属·職
ゃべ 矢部	^{かずお} 和夫	植物	札幌市立大学 名誉教授 専門研究員
	ゆうしん 裕伸	哺乳類(エゾシカ)	带広畜産大学 環境農学研究部門 環境生態学分野 准教授
たかぎ 髙木	きぬき 興	鳥類	北海道大学大学院 理学研究院 教授
てるい 照井	しげはる 滋晴	両生類	特定非営利活動(NPO)法人 環境把握推進ネットワーク 代表
	だい 大	哺乳類(コウモリ目)	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの森研究所 所長・講師
ひらた 平田	まさのり 真規	昆虫	札幌大谷中学校・高等学校 教諭
	かずのり 一則	地域の代表	一般社団法人 北海道自然保護協会 会長
みさわ 三澤	えいいち 英一	地域の代表	北広島の自然を考える会 代表
あべ 阿部	やすひろ 泰洋	行政の代表	北広島市 市民環境部長

(事務局)

氏 名	所 属
鈴木 博文	空知総合振興局札幌建設管理部事業室長
川端 茂敬	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課長
島豊	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主幹
工藤 実高	空知総合振興局札幌建設管理部事業室道路課長
堀 明	空知総合振興局札幌建設管理部事業室道路課主査
永岡 孝康	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主査
柴 清文	北広島市経済部ボールパーク連携推進室次長兼ボールパーク連携推進室長
森田 寿雄	北広島市建設部都市整備課参事
織田 雅人	北広島市建設部都市整備課主査

道道きたひろしま総合運動公園線の整備における 環境保全を考える協議会の公開について

1 協議会の公開

(1) 当該協議会は、平成9年12月12日付の環境省告示87号に準じて、希少種の 生息・生育に関する情報に配慮を行った上で、原則公開とする。ただし、環境調査 の結果、配慮すべき希少種の生息が認められた場合は、非公開とすることができる。

【参考】平成9年:環境省告示87号

環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき 基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき き指針に関する基本的事項

- 第二 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項
 - 五 調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項
 - (1)事業者による調査の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選 定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含ま れるものとする。
 - オ 調査によって得られる情報の整理の方法

(省略)また、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとすること。

2 資料の公開

- (1) 協議会の資料は、上記環境省告示に準じて整理の上、原則公開とする。
- (2) ただし、相当の理由がある場合は、本協議会に諮り非公開とすることができる。

道道きたひろしま総合運動公園線の整備における 環境保全を考える協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 道道きたひろしま総合運動公園線の整備における環境保全を考える協議会の傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の許可を得た上で、指示に従って会場へ入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、協議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1)協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、 反対の意向等を表明することはできません。
- (2)協議会において、飲食などはできません。
- (3)協議会において、写真撮影、録画、録音等はできません。 ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4)協議会において、重要動植物種の生息状況などについて、非公表とする場合があります。その場合は退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了承願います。
- (5) その他協議会開催中に秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 協議会の秩序の維持

- (1)上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。 おわかりにならないことがあれば、事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意をし、 なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。